

訪問看護ステーションあかり

訪問看護/介護予防訪問看護 利用料金表 (2024年6月1日改定)

所要時間	訪問看護 (1割負担)	介護予防訪問看護 (1割負担)
20分未満	314円	303円
30分未満	471円	451円
30分以上～1時間未満	823円	794円
1時間以上～90分未満	1,128円	1,090円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	294円	284円

* 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問 (1週間に6回を限度)

1回あたり20分以上

* 1日3回以上利用する場合1回につき90/100を乗じた単位数で算定

介護予防は50/100で算定

(訪問看護：264円、介護予防：142円)

* リハビリに関する減算

1回5単位 8単位、15単位減算 (下記の条件により)

前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が看護職員の訪問回数を
越えていること

緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと
利用開始月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合

◎ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 6円/回

◎ 緊急時訪問看護加算 600円/月 (Ⅰ) 574円/月 (Ⅱ)

利用者やその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に
常時対応できる体制 (24時間対応体制) にあります。状況により訪問した
場合はその時に要した時間の訪問看護料を請求させていただきます。

ただし、緊急時訪問看護加算がない場合は時間帯により料金が異なります。

(契約書に記載)

◎ 特別管理加算 (Ⅰ) 500円/月

◎ 特別管理加算 (Ⅱ) 250円/月

◎ ターミナルケア加算 (介護予防を除く) 2500円

(死亡日及び死亡日前日14日以内2回以上利用)

◎ 退院時共同指導加算 600円/月

◎ 初回加算 (Ⅰ) 350円/月 (退院又は退所した日に初回訪問した場合)

(Ⅱ) 300円/月 (退院又は退所した日の翌日以降に訪問した場合)

◎ 看護・介護職員連携強化加算 250円/月

* 介護保険第1号被保険者のうち一定以上所得者の介護保険サービス費の

負担割合によって上記金額が変わります。(介護保険負担割合証で確認します)

* サービス提供地域以外の方の交通費は自費となります。(200円/1訪問あたり)

* エンゼルケアは自費となります 5400円 (生活保護の方も同様)